

○令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給金交付要綱

令和6年7月9日

告示第305号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）により自ら居住する住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）の住宅再建を円滑に行うため、被災した住宅の復興のために必要な資金（以下「住宅復興資金」という。）の融資を受ける被災者に対し、予算の範囲内で令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に自ら居住するための住宅を新たに建設し、若しくは購入し、又は地震により被害を受けた住宅（市内に所在し、自ら居住するものに限る。）を補修する被災者とする。

(利子補給の対象資金)

第3条 利子補給の対象となる資金は、対象者が令和6年1月1日から令和8年12月31日までに住宅金融支援機構又は金融機関（以下「融資機関」という。）から貸付けを受けた住宅復興資金とする。

2 利子補給の対象となる住宅復興資金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「上限額」という。）を上限とする。

(1) 住宅の建設又は購入をする者 11,000,000円

(2) 住宅の補修をする者 5,900,000円

(利子補給金の算定)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に融資機関に対して支払った住宅復興資金に係る利子の総額（延滞金利子を除く。）を当該住宅復興資金に係る利率（当該利率が1パーセント未満の場合は、1パーセントとする。）に百を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 住宅復興資金の借入額が上限額を超える場合、利子補給金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に上限額を当該借入額で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算定した利子補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給金の交付対象期間)

第5条 利子補給金の交付対象となる期間は、融資機関から住宅復興資金を借り入れた日から5年間とする。

(利子補給の承認申請)

第6条 利子補給の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給承認申請書（様式第1号）に住宅復興資金の融資に係る融資機関との金銭消費貸借契約書の写し、償還予定表の写し、罹災証明書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、利子補給の可否を決定し、令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給承認（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定による利子補給の承認を受けた者は、承認を受けた事項に変更があったときは、令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請等)

第9条 第7条の規定により利子補給の承認を受けた者が、利子補給金の交付を受けようとするときは、令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に融資機関の前年分の償還状況に関する証明書を添付して、毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、令和6年能登半島地震に係る三条市住宅復興資金貸付金利子補給金交付決定通知書兼確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 住宅復興資金又は利子補給金を他の目的に使用したとき。
- (3) 住宅復興資金の償還をしなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。